

議第72号

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和6年5月31日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正
する。

別表第1 1の項中「30人」を「25人」に改め、同表2の項中「20人」を
「15人」に改める。

別表第2 1の項中「20人」を「15人」に改め、同表2の項中「30人」を
「25人」に改める。

別表第6 1の項中「20人」を「15人」に改め、同表2の項中「30人」を
「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条
例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する幼稚
園型認定こども園等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

に通う子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況を考慮し、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める施設については、当分の間、改正後の条例別表第1、別表第2及び別表第6の規定は、適用せず、この条例による改正前の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例別表第1、別表第2及び別表第6の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

認定こども園に配置する職員の数の基準を改める必要があるので提案する。